

気象警報が発令された時の臨時休校等の措置について

台風の接近などによる気象警報等発令時の臨時休校等の措置の判断基準についてお知らせします。

気象警報発令時における臨時休校等の対応は下記の通りにおこないます。

記

●気象警報が発令されたときの対応

1. 午前6時の時点で、天白市(尾張東部)に気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）が発令されているとき

- ・学校は「臨時休校」とします。家のなかで安全に過ごしてください。

2. 午前6時～始業時刻までに、天白市(尾張東部)に「気象警報」が発令されたとき

- ・学校はその時点で「臨時休校」とします。登校はせず、家にいるようにしてください。
- ・登校中の場合は帰宅してください。ただし、学校の近くまで来ている場合はそのまま登校し、状況を判断して安全が確認された後に下校させます。
- ・すでに登校して学校に着いている場合は、状況を判断し安全が確認された後に下校させます。

3. 登校した後に警報が発令されたとき

- ・状況を判断し、安全が確認された後に下校させます。

4. その他

原則として上記のように対応しますが、天候の状況によって、警報の発令前でも学校判断により臨時休校を決定する場合があります。

その場合は、和豆小学校ホームページ等によりお知らせいたしますので、確認をいただきますようお願いいたします。

※この文章はサンプルです。